

佐賀県告示第 208 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 4 年 8 月 31 日から施行する。

令和 4 年 8 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (シクロブチルメチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド（通称名：CUMYL-CBMINACA）及びその塩類
- (2) 化学名 [(2S, 4S) - 2, 4 - ジメチルアゼチジン - 1 - イル]
[(8R) - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - イル]
メタノン（通称名：LSZ、LA-SS-Az）及びその塩類
- (3) 化学名 1 - (4 - フルオロ - 3 - メチルフェニル) - 2 - (ピロリジン - 1 - イル) ペンタン - 1 - オン（通称名：4-fluoro-3-methyl- α -PVP、MFPVP）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため